後期高齢者医療制度

長生きしたらだめですか

こんな悪法は廃止・撤回しかない

人は誰でも年をとる これはみんなの問題です

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別立ての医療制度にし、保険料を全員から徴収し、受ける医療も制限。ねらいは75歳以上の医療費の削減です（厚労省は、団塊世代が75歳に達する2025年で年5兆円削減と試算）。

年齢によって別立て医療制度にしている国は世界にありません。戦後の復興で苦労し、日本の発展を支えてきた高齢者を、「金がかかるから早く死ね」と言わんばかりの制度です。この制度は、4月1日から実施され、4月15日には第1回目の保険料が年金から天引きされます。制度の廃止を求める運動は全国で広がり、反対等の自治体決議は540をこえ、野党4党は廃止法案を国会に提出しています。

世界にも例がない 年齢による別立て医療制度が

国民健康保険や健康保険の「扶養家族」であった人も新制度に移ります。保険料は、年金153万円以上の「所得割」と全員が払う「均等割」で、都道府県ごとに違います。

年金が月1万5000円以上の人は、年金から強制徴収となり、これに便乗して65歳～74歳の国保の保険料も年金天引きとなりました。

高齢者の医療費が膨らんだり高齢者人口が増えると、自動的に保険料が上がる仕組みにもなっています。

消えた年金は解決できずに 1万5000円以上の年金から天引き

「消えた年金」問題でまともな解決をしないまま、極めて低い年金からも保険料を徴収。自民党・公明党の政治は間違っていませんか？

イギリス、ドイツ、イタリアなどの医療費は基本的に無料であり、日本の医療費はサミット7カ国の中で最低です。

無駄な大型公共事業や5兆円の軍事費を削り、大企業・金持ち減税を元に戻す（4兆3千億円）だけで、医療を抜本的に拡充してもおつりが来ます。

後期高齢者医療制度保険料 全国一覧

〈年金収入208万円の場合〉

都道府県	保険料年額（円）	保険料月額（円）
北海道	96,100	8,000
青　森	81,200	6,767
岩　手	72,200	6,017
宮　城	78,000	6,500
秋　田	77,580	6,465
山　形	74,900	6,242
福　島	80,900	6,742
茨　城	79,262	6,605
栃　木	77,000	6,417
群　馬	80,000	6,700
埼　玉	86,310	7,193
千　葉	76,500	6,375
東　京	73,880	6,157
神奈川	80,830	6,730
新　潟	74,600	6,217
富　山	82,050	6,838
石　川	91,295	7,608
福　井	83,900	6,992
山　梨	78,750	6,563
長　野	71,700	5,975
岐　阜	79,955	6,663
静　岡	73,600	6,133
愛　知	81,000	6,750
三　重	74,103	6,175
滋　賀	75,850	6,321
京　都	91,010	7,584
大　阪	95,155	7,930
兵　庫	88,309	7,359
奈　良	81,100	6,758
和歌山	86,900	7,242
鳥　取	84,200	7,017
島　根	80,090	6,674
岡　山	86,800	7,233
広　島	79,737	6,645
山　口	94,850	7,904
徳　島	81,636	6,803
香　川	97,000	8,083
愛　媛	84,830	7,069
高　知	97,409	8,117
福　岡	101,750	8,479
佐　賀	95,800	7,983
長　崎	85,300	7,108
熊　本	94,100	7,842
大　分	95,390	7,949
宮　崎	86,525	7,210
鹿児島	93,300	7,775
沖　縄	96,840	8,070

＊ 年額9万円以上の都道府県

医療に差別・制限

後期高齢者医療制度は、高齢者は①治療が長引き、複数の病気にかかっている、②認知症の人が多い、③いずれ死を迎えるとして、医療に差別・制限を導入しています。

1. 外来等では

慢性疾患では、複数の医療機関を受診させないよう主治医を1人に決め、医療内容も制限し医療費は月1回6000円の定額制に（支払いは1割の600円）。健康診断も「努力義務」に格下げ。

2. 入院では

「退院支援計画」をつくって退院させた医療機関に報酬を増やし、病院からの追い出しを促進。

3. 終末期では

延命治療は、“過剰な治療”は行わないよう誘導。患者や家族に治療中止を強制することにつながります。保険から支給される葬祭費も減らされることになります。